

1 地域ごとの景観まちづくりの推進

良好な景観の形成のためには、身近な地域の景観の魅力を高めていくことが必要不可欠です。

平成 27 年度に実施した市民アンケートの結果では、札幌市全体の景観の印象について、約 8 割の市民が「魅力がある」と回答したのに対し、この質問を居住している地域に限ってしたところ、その割合は 5 割強に留まっていることから、今後、地域の特性を生かした魅力的な景観の形成に向けて取り組む「景観まちづくり」を推進していくことは、重要であると考えられます。

このことから、札幌市では、地域住民等が主体的に関わる景観まちづくりの取組を支えるための仕組みとして、札幌市景観条例に基づく「景観まちづくり指針」を制度化しています。

※「景観まちづくり指針」は、地域が主体的に景観まちづくりの取組を行うことで共有された、地域特性に応じた地域の景観の目指すべき姿や、良好な景観を形成するための基準、そして良好な景観形成につながる地域の活動などについて、地域と市の協働により指針としてまとめ、策定するものです。

<景観まちづくり指針に定めることができる内容>

- 目標・方針
- 対象区域
- 景観形成の基準
- 届出対象行為
- 良好な景観形成に資する活動

2 「景観まちづくり指針」策定地区の取組状況について

現在、4 地区で景観まちづくり指針を策定し、地域の良好な景観形成に向けた取組を支援しており、そのほか、2 地区で景観まちづくり指針策定に向け、地域での取組が始まっています。

Map Legend:

- 指針策定済みの地区 (Blue)
- 指針策定を検討中の地区 (Orange)

Target Areas:

- 宮の沢中央地区 (Blue)
- 苗穂地区 (Blue)
- 西15丁目電停周辺地区 (Blue)
- 新さっぽろ駅周辺地区 (Blue)
- ロープウェイ入口電停周辺地区 (Blue)
- 定山溪地区 (Blue)

Activities:

- 苗穂地区: Community meeting
- 定山溪地区: Community meeting
- 新さっぽろ駅周辺地区: Community meeting
- ロープウェイ入口電停周辺地区: Community activity
- 宮の沢中央地区: Community activity
- 西15丁目電停周辺地区: Community activity

3 地域景観まちづくり団体について

地域住民等が主体的に関わる景観まちづくりの取組を支えるため、景観まちづくり指針とともに、「地域景観まちづくり団体」を認定する仕組みを下記のとおり設けています。

<札幌市景観条例 抜粋>

(市民等の団体)

第 42 条の 14 市長は、地域住民等により構成される団体であつて、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けた取組を行うことを目的とするものを、規則に定めるところにより、地域景観まちづくり団体として認定することができる。

2 前項の地域景観まちづくり団体は、景観まちづくり指針の案の作成について、市長に申し出ることができる。この場合において、第 42 条の 6 第 1 項中「地域住民等」とあるのは、「地域景観まちづくり団体」と読み替えて適用するものとする。

(情報提供)

第 42 条の 15 市長は、必要と認めるときは、前条第 1 項の地域景観まちづくり団体に対し、同項に規定する取組を行う地域に係る地域届出対象行為等に関する情報を提供することができる。

4 認定団体概要

認定申請：令和元年 7 月 1 日

認定通知：令和元年 7 月 8 日 (第 1 号)

団体名称

札幌駅前通協議会

団体構成員

- 札幌駅より大通公園にいたる駅前通の両側(西三丁目および西四丁目)に土地、建物、店舗、または事業所をもつ個人、法人、団体及び札幌駅前通地区関係者
- 事務局：札幌駅前通まちづくり株式会社

活動の目的

札幌駅前通地区のまちづくりの促進のため地区関係者が集い、課題事項の解消や事業の実施等について検討・協議することを目的とする。

活動内容

- 駅前通の価値を高める方策の検討(活性化・デザイン・地区計画の活用等)
- 駅前通に関連する行政機関の施策についての協議
- 駅前通の魅力を高めるための事業の実施
- その他、本会の目的達成のために必要な事業

取組に係る対象地区範囲 (約 10.7ha)

